| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | |
| 第14　教育庁の私債権に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金 | | |
| 【意見80】各学校におけるセンター掛金債権の早期回収に向けた方策  【教育庁】 | 大阪府は，各学校におけるセンター掛金債権の管理の実態を把握した上で，より早期の回収を実現する方策を提案・監督すべきである。 | 例年、債権が多数発生している学校等に対し、債権回収に関するヒヤリングを行い、適宜助言を行った。 |
| 【意見81】コストパフォーマンスを踏まえた適正かつ効率的な債権管理のあり方  【教育庁】 | 大阪府は，センター掛金債権が少額であることを踏まえ，コストパフォーマンスを踏まえた回収手法のあり方を見直し，各学校に示すべきである。 | 回収手法の内容について、費用対効果を踏まえた上で債権回収マニュアルを見直し、令和３年１月に各校へ提示した。 |
| ３　高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金 | | |
| 【意見82】消滅時効が完成している債権の早期放棄  【教育庁】 | 大阪府は，消滅時効が完成している債権について，合理的なプロセスを経た上で早期に放棄すべきである。 | 現在、消滅時効が完成している債権12件（１名分）について、「債権回収・整理マニュアル」に基づいた催告や調査、最終催告など債権放棄に向けて手続を進めている。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| ５　大学修学奨学金貸付金（延滞利息含む） | | |
| 【意見83】評価性引当金計上に関する取扱いの統一  【教育庁】 | 大阪府は，大学修学奨学金貸付金と制度趣旨を同じくする高等学校等修学資金奨励費貸付金との間で，評価性引当金の計上に関する取扱いを統一すべきである。 | 担当所管間で調整を行い、大学修学奨学金貸付金と高等学校等修学資金奨励費貸付金との間で異なっていた評価性引当金の計上に関する取扱いを統一した。 |
| ６　社会保険料，健康保険料及び厚生年金保険料未納金 | | |
| 【意見84】少額な遅延損害金の早期の放棄  【教育庁】 | 大阪府は，社会保険料，健康保険料及び厚生年金保険料未納金の内，額面４円の社会保険料未納金（遅延損害金）について，徴収停止を経た上で，放棄すべきである。 | 社会保険料未納金納付後の遅延損害金（額面４円）については、状況把握を行った上、地方自治法施行令第171条の５の規定により、令和３年７月29日から徴収停止とした。徴収停止後、状態が３年間継続したときは、所定の手続により債権放棄を行う。  今後、債権管理について、関係法令や規則、マニュアルに基づき、適正な事務の執行に努める。 |
| 第15　公益財団法人大阪府育英会の私債権に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　奨学金返還請求権 | | |
| 【意見85】奨学金管理システムに係る情報セキュリティ対策の見直し  【教育庁】 | 育英会は，奨学金管理システムについて，アクセス権限の設定・管理，ログ管理等の導入を含めた情報セキュリティ対策を見直すべきである。 | 職員の職務内容に応じアクセス権限の設定を行い、担当外事項の情報の書換えができないようにした。また、毎日、奨学生台帳の奨学金額等の状況確認を行いログ管理を行っている。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見86】債権回収の実効性を向上させるための法的措置の見直し  【教育庁】 | 育英会は，奨学金返還請求権の回収率向上を図るべく，弁護士委任のあり方を含めた法的措置の手法を見直すべきである。 | 令和２年に民事執行法が改正され、債務者等の意向に関わらず、裁判所の手続きにより、債務者の財産に関する情報を得られるようになったことから、この手続きを効果的に活用していく。（令和３年度には債権回収に繋がったケースがある。） |